

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

資料番号	5	担当課	循環型社会推進課		
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	9 - 5	許認可等の内容	一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認
<p>(根拠規定)</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (変更の許可等)</p> <p>第九条</p> <p>5 第八条第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る一般廃棄物処理施設が一般廃棄物の最終処分場である場合においては、環境省令で定めるところにより、あらかじめ当該最終処分場の状況が環境省令で定める技術上の基準に適合していることについて都道府県知事の確認を受けたときに限り、当該最終処分場を廃止することができる。</p> <p>(許可の基準等)</p> <p>一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (一般廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準)</p> <p>第一条</p> <p>3 法第九条第五項(法第九条の三第十項において準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準は、廃棄物が埋め立てられている一般廃棄物の最終処分場にあつては次のとおりとし、廃棄物が埋め立てられていない一般廃棄物の最終処分場にあつては廃棄物が埋め立てられていないこととする。</p> <p>一 最終処分場が、第一項(第一号、第二号並びに第五号ホ及びヘを除く。)に規定する技術上の基準に適合していないと認められないこと。</p> <p>二 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。</p> <p>三 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>四 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。</p> <p>五 前項第十号の規定により採取された地下水等の水質が、次に掲げる水質検査の結果、それぞれ次のいずれにも該当しないと認められること。ただし、同号イ、ロ又は二の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかなものを除く。)が認められない場合においては、この限りでない。</p> <p>イ 前項第十号ロ又は二の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に現に適合していないこと。</p> <p>ロ 前項第十号イ、ロ又は二の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、当該検査によつて得られた数値の変動の状況に照らして、地下水等の水質が、地下水等検査項目のいずれかについて当該地下水等検査項目に係る別表第二下欄に掲げる基準に適合しなくなるおそれがあること。</p> <p>六 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、イ及びロに掲げる項目について</p>					

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	5	担当課	循環型社会推進課
法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	根拠条項	9-5	許認可等の内容	一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認
<p>それぞれイ及びロに掲げる頻度で二年(埋め立てる一般廃棄物の性状を著しく変更した場合にあつては、当該変更以後の二年)以上にわたり行われた水質検査の結果、すべての項目について排水基準等に適合していると認められること。ただし、第一項第五号ニただし書に規定する埋立地については、この限りでない。</p> <p>イ 排水基準等に係る項目(ロに掲げる項目を除く。) 六月に一回以上</p> <p>ロ 前項第十四号八(2)に規定する項目 三月に一回以上</p> <p>七 埋立地からガスの発生がほとんど認められないこと又はガスの発生量の増加が二年以上にわたり認められないこと。</p> <p>八 埋立地の内部が周辺の地中の温度に比して異常な高温になつていないこと。</p> <p>九 前項第十七号に規定する覆いにより開口部が閉鎖されていること。</p> <p>十 前項第十七号ただし書に規定する覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。</p> <p>十一 埋立地からの浸出液又はガスが周辺地域の生活環境に及ぼす影響その他の最終処分場が周辺地域の生活環境に及ぼす影響による生活環境の保全上の支障が現に生じていないこと。</p>					